

建設業法改正のまとめ

はじめに

2014年も残り1か月となりました。

そこで、今月号では、来年に向けて建設業法の法改正について、行政書士が抑えておきたいものをまとめてみます。

改正内容について(平成27年4月施行)

1. 許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」が「役員等」に変わります。
これにより、許可申請書には、取締役の他に、取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等についても記載することになります。
行政書士としては、お客様からこれまで以上にヒアリングしなければいけない項目が増えたこととなります。
ただ、産廃業や宅建業と同様のスタイルですので、それほど大きな混乱はないのではと感じます。
2. 監理技術者資格証で、専任技術者の要件を満たすことの証明が可能となります。
監理技術者資格者証に、保有している資格が記載されているのだから、これで確認をしてくれないものかと思うことがありましたが、可能となりました。
少し嬉しい改正です。
3. 閲覧制度が変わります。また、許可申請書等の簡素化も図られます。具体的には、
 - ① 役員等の一覧表(様式第1号別紙1)及び令3条使用人の一覧表(様式第11号)から、生年月日と住所の項目が削除され、逆に経營業務管理責任者であることを明記する項目が追加されます。
 - ② 専任技術者の一覧表が許可申請書の別紙として追加されます。
 - ③ 役員等及び令3条使用人の略歴書が簡素化され、職歴欄が削除され、住所、生年月日等に関する調書となります。
経營業務管理責任者についてのみ職歴を提出することとなります。
 - ④ 財務諸表への記載を要する資産の基準(重要性基準)が、総資産(又は負債及び純資産の合計)の100分の1から100分の5に改正されます。
 - ⑤ 以下の書類について、個人情報が含まれるため、閲覧対象から除外されます。
 - 1) 職歴等が含まれる経營業務管理責任者の要件を満たすことの証明書(様式第7号)
 - 2) 学歴等が含まれる営業所専任技術者の要件を満たすことの証明書(様式第8号)
 - 3) 生年月日等が含まれる国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)
 - 4) 住所及び生年月日等が含まれる許可申請書又はその役員等及び令3条の使用人の調書(様式第12号、第13号)
 - 5) 住所等が含まれる登記事項証明書等
 - 6) 住所が含まれる株主調書(様式第14号)

- 7) 納税額等が含まれる納税証明書
- ⑥ 都道府県における大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が廃止となります。
これに伴い、国土交通大臣に提出すべき書類の部数について、従たる営業所のある都道府県分の写しが不要となります。
4. 暴力団排除条項が整備されます。「暴力団員」「暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者」及び「暴力団員等がその事業活動を支配する者」であることが、建設業の許可に係る欠格要件及び取消事由に追加されます。
5. 経営事項審査の審査項目及び審査基準が改正されます。今回の変更点は以下の3点です。
若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保に努める観点、建設機械の保有の状況と災害時における工事の実施体制の確保の状況を適切に審査・評価する観点から改正がされました。
 - 1) 審査基準日時点で、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上の場合、W点において一律1点を加点。
 - 2) 審査基準日から遡って1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が審査基準日における技術職員の人数の合計の1%以上の場合、W点において一律1点の加点。
 - 3) 加点対象となっていた建設機械について、現行の「ショベル系掘削機」「トラクターショベル」「ブルドーザー」に加えて、新たに「モーターグレーダー」「大型ダンプ車」「移動式クレーン」の3機種が追加となりました。
 - ※ 技術職員とは、主任技術者や監理技術者の資格要件を充足している職員や登録基幹技能者の登録を受けた職員で、経営規模等評価のうち「技術力(以下乙点という。)」において加点評価の対象となる者。
 - ※ 若年技術職員とは、技術職員のうち審査基準日において満35歳未満の者。

あとがき

主なものをまとめてみましたが、この他にも主任技術者要件についての若干の変更がありますし、施工体制台帳の記載についても変更があります。

今回改正内容をあらためて確認してみて、来年4月からは意外に変わる部分が多いと私個人としては感じました。

皆様におきましても、この改正により、業務フローやお客様からのヒアリング事項を変更する必要も出てくるかと思っておりますので、国交省ホームページなどを参考にさせていただき、詳しい内容を確認いただければと思います。